



2023年8月10日

各位

会社名 ENEOSホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 齊藤 猛
コード番号 5020 東証プライム・名証プレミア
問合せ先 インベスター・リレーションズ部 IRグループ マネージャー
江口 小百合
(電話番号 03-6257-7075)

監査等委員でない取締役および執行役員に対する株式報酬制度の継続について

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、当社および当社の主要な事業会社であるENEOS株式会社、JX石油開発株式会社およびJX金属株式会社(当社および主要な事業会社の4社を総称して、以下「対象会社」といいます。)の取締役・執行役員(※)を対象とした株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の継続を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(※)本制度の対象者(総称して、以下「対象者」といいます。)は、次のとおりです。

- ・当社およびJX金属株式会社の監査等委員でない取締役(社外取締役および国外居住者を除きます。)および執行役員(国外居住者を除きます。)
- ・ENEOS株式会社およびJX石油開発株式会社の取締役(社外取締役および国外居住者を除きます。)および執行役員(国外居住者を除きます。)

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、中期経営計画に応じた連続する3事業年度(以下「対象期間」といいます。)を対象とする本制度を2017年度から導入し、2020年度には次の目的で業績連動性のある内容に改定しております。

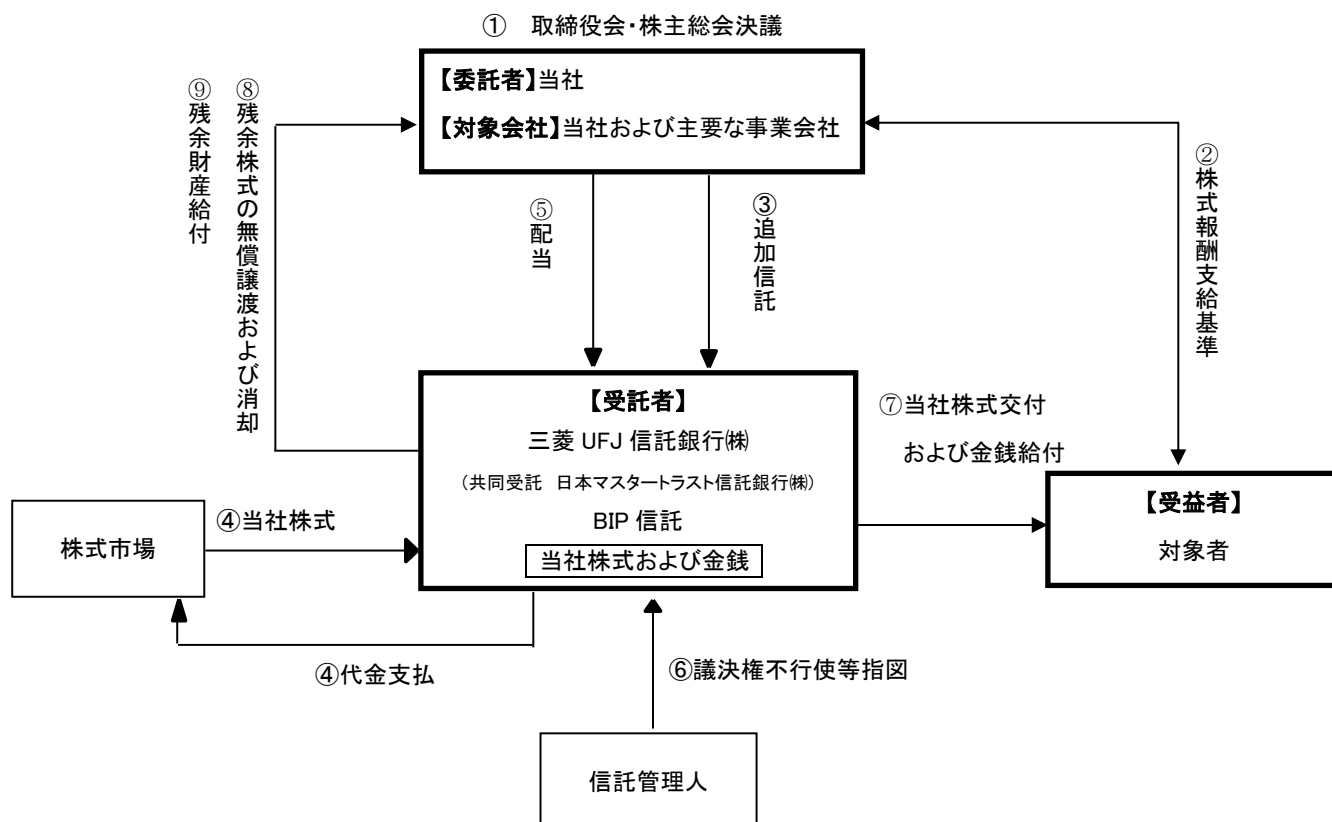
- ① 中長期的な経営戦略と対象者の報酬制度の連動性を一層高めること
- ② 対象者の企業価値向上への貢献意識および株主重視の経営意識を醸成すること
- ③ 環境保全をはじめとした持続可能な社会の構築に向けた取組みを推進すること

- (2) 当社は、ENEOSグループ「第3次中期経営計画(2023-2025年度)」の達成に向けた業績指標(※)を設定の上、2023年度以降も本制度を継続いたします。なお、本制度の詳細は、2020年5月20日付「監査等委員でない取締役および執行役員に対する株式報酬制度の継続および一部改定について」をご参照ください。

(※)第3次中期経営計画における株式報酬制度の業績指標は、ROIC(インキュベーション除き)、ROE、当期利益(在庫影響除き)、フリーキャッシュフロー、ネットD/EレシオおよびGHG排出削減量の6指標といたします。

- (3) 本制度の継続に伴い、当社が設定している役員報酬BIP信託(以下、「本信託」といいます。)へ金銭の追加拠出を行い必要となる当社株式を本信託が株式市場から取得いたします。

2. 本信託の概要



- ① 対象会社は、本制度の継続について対象会社ごとの取締役会において、それぞれ承認決議を得ます。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに本制度の内容にかかる株式報酬支給基準を制定しています。
- ③ 対象会社は、受益者要件を充足する対象者を受益者とする本信託の信託期間を延長するにあたり、対象会社ごとの株主総会で承認された範囲内で、対象会社ごとの対象者に対する報酬の原資の割合に応じて、それぞれ按分して金員を拠出します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金員と既存の本信託に残存する金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、株主総会決議で承認された範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、対象者は、各対象会社の株式報酬支給基準に従い、毎年一定の時期に、役割に応じた基準ポイントの付与を受けます。ただし、当該基準ポイントは、対象期間の終了後、業績目標の達成度等に応じて調整され、株式交付ポイントとして確定します。また、原則として、基準ポイントの付与から3年経過後に、株式交付ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けます。また、本信託内の当社株式に対して支払われていた配当金についても、信託期間中に到来する各配当基準日における基準ポイント数に応じた金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合であって、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するときは、当該残余株式は、本信託継続後の対象者に対する交付等の対象となります。信託期間の満了（信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了）により本信託を終了する場合には、株主還元の一環として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、

当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当金の残余については、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了（信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了）により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象者の利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注）受益者要件を充足する対象者に対して信託内の全ての当社株式等の交付等が行われた場合は、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、対象会社は、対象会社ごとの株主総会で承認された範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金員を拠出することができます。

（ご参考）

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象者に対する株式報酬制度の導入 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 対象者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2017 年8月 15 日 |
| ⑧信託の期間 | 2017 年8月 15 日～2023 年8月 31 日
（信託契約の変更により、2026 年8月 31 日まで延長予定） |
| ⑨制度開始日 | 2017 年8月 15 日 |
| ⑩議決権行使 | 行使しない |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫追加信託金予定額 | 230 百万円 |
| ⑬信託金の上限額 | 6,500 百万円（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑭株式の取得時期 | 2023 年8月 23 日（予定）～2023 年8月 31 日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑮株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑯帰属権利者 | 当社 |
| ⑰残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【過去の開示】

- | | |
|-----------------|--|
| 2017 年 5 月 12 日 | 取締役および執行役員に対する株式報酬制度の導入について |
| 2020 年 5 月 20 日 | 監査等委員でない取締役および執行役員に対する株式報酬制度の継続および一部改訂について |

以 上